

第4章 ごみ減量・リサイクルの推進

1 啓発と実践活動の推進

(1) 「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定[平成 23 年（2011 年）3 月策定]

本市では、前計画の計画期間中に実施した家庭ごみ有料化やごみ処理手数料の見直し、プラスチック製容器包装の分別収集開始などの効果により、ごみ排出量の大幅な削減や、リサイクル率の向上を実現してきた。一方、前計画に掲げた数値目標のうち、『家庭ごみリサイクル率』、『ごみの出し方のマナーの良し悪しに関する市民の意識』、『ごみの分別区分の認知度に関する市民の意識』については目標達成に至らなかったため、今後は意識向上と実践活動の拡大を図り、更なるごみ減量とリサイクル推進に取り組んでいく必要がある。

このようなことに加え、ごみ問題は、市民生活や事業活動と密接に関わっていることから、「市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会の構築を目指します」を基本理念とした「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。

本計画の策定に当たっては、市民・事業者・行政が一体となった施策を展開できるよう、市民や事業者を中心に構成された「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定検討会議」※¹からの提言と、市民・事業者意識調査の結果をもとに基本計画の素案を作成し、その後、市内部での審議、パブリックコメントを経て作成した。

また、循環型社会の構築に向けた基本的な目標として、「ごみの減量とリサイクルの推進」・「適正なごみ処理の実施」を掲げ、令和 2 年度（2020 年度）を目標年次とする目標値を設定している。（成果指標については 4 ページを参照）

本計画は、中間年次である平成 27 年度（2015 年度）に中間見直しを実施し、新たに富合地区と城南地区を計画区域へ編入するとともに、成果指標ごとに設けられた目標値達成のため既存施策の強化や新規施策の追加を行った。さらに生活排水（し尿・浄化槽）の計画を追加して計画全体を「熊本市一般廃棄物処理基本計画」として改定した。

※ 1 「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定検討会議」

学識者、自治会長、環境活動に熱心な市民団体の代表、事業者の代表、公募で選任した一般市民の合計 13 人で構成した。平成 22 年（2010 年）7 月 5 日に第 1 回会議を行い、同 12 月 21 日までに計 7 回の会議を行った。

(2) 家庭ごみ有料化導入に向けた取組

平成 18 年（2006 年）市議会第 1 回定例会において有料化条例案が否決された後、ごみ減量の広報啓発を強化したが、前計画に定めた 1 人 1 日当たり家庭ごみ収集量の目標値達成が厳しい状況にあったことから、平成 20 年（2008 年）から有料化について再度検討を始めることとなった。

拠点説明会やパブリックコメントを経て「家庭ごみ有料化（案）」を作成し、平成 20 年（2008 年）市議会第 4 回定例会にて可決され、平成 21 年（2009 年）10 月から施行した。可決から条例施行までの間に、自治会を対象とした地域説明会や拠点説明会を実施するとともに、ごみステーション啓発活動を実施し、また有料化導入前後 2 週間は、他部局の市職員も含めた全庁体制のもと、地域住民とともに協力し啓発活動を行った。有料化導入後は家庭ごみの減量効果が表れており、前計画の 1 人 1 日当たりの家庭ごみ収集量の目標値を達成するに至った。

指定ごみ袋の種類・サイズと1枚当たりの価格

	特小 (5ℓ)	小 (15ℓ)	中 (30ℓ)	大 (45ℓ)
燃やすごみ	4円	12円	23円	35円
埋立ごみ	—	12円	23円	35円

(3) プラスチック製容器包装の分別収集開始に向けた取組

本市では焼却により発生する二酸化炭素の削減、天然資源の保全、リサイクル率の向上を目的とし、平成 22 年 (2010 年) 10 月からそれまで焼却処理していたプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。分別収集開始にあたっては、自治会等を対象とした地域説明会[平成 22 年 (2010 年) 3 月から 606 回実施]、公民館等に出向いての拠点説明会[平成 22 年 (2010 年) 9 月に 16 ヶ所]を実施し、また市政だよりや市ホームページ、新聞各紙、地方広報紙等による広報により、分別品目や排出方法などの周知を図った。さらに 9 月最終週から 10 月第一週の間には他部局の市職員も動員し自治会と協働して、早朝にごみステーションでの啓発活動を行った。

(4) 蛍光管等「特定品目」の分別収集開始に向けた取組

平成 25 年 (2013 年) 10 月、水銀の人為的な排出の削減や地球規模の水銀汚染を防止することを目的とした「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本市及び水俣市で開催され、熊本県と熊本市は率先して「水銀フリー (使用削減・適正処理)」社会の実現を目指していくこととした。この中で、熊本市では水銀含有廃棄物のさらなる適正処理に加え、爆発や火災の危険性がある廃棄物の分別収集を見直すことにし、家庭から出される蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、ガス缶・スプレー缶、ライター、乾電池の 5 品目を「特定品目」として、平成 26 年 (2014 年) 10 月から分別収集を開始し、令和 2 年 (2020 年) 7 月から、ボタン型電池及び充電池の収集を追加した。

また、「特定品目」の周知については、全戸に配布する市政だよりへの掲載を始め、テレビやラジオ、新聞広告等の広報媒体を最大限に活用するとともに、各世帯へのリーフレット配布、あるいは拠点説明会[平成 26 年 (2014 年) 9 月に 12 ヶ所]を開催し、分別品目や排出方法などの浸透を図った。

(5) 市民のごみ減量・リサイクル活動の支援

市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

① 再生資源集団回収への助成

制度開始から平成 18 年 (2006 年) までは 100 t 単位で総回収量が増加していたものの、回収量の伸びが鈍化したことから平成 21 年 (2009 年) に助成金額を上げるとともに実施回数助成を開始、平成 23 年 (2011 年) には紙パック・金属類を助成対象品目に追加し、総回収量の増加を図った。また、集団回収の活性化を目指し、集団回収情報紙 (地域 DE リサイクル) を年 2 回発行し、登録団体に配付している。

【目 的】 子ども会などが実施する再生資源の集団回収を活性化し、資源の有効利用を推進するとともに集団回収を通して地域コミュニティの形成を促す。

【事業開始】 平成 4 年 (1992 年) 9 月。

【事業の内容】 実施団体に対し回収量に応じた助成金を交付。

平成 21 年 (2009 年) 7 月からは、集団回収の実施回数に対する助成を開始。

【助成対象団体】 熊本市内の町内自治会、PTA、子ども会など市内の住民で構成され、営利を目的としない団体。

- 【助成対象物】 古紙類（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック）、びん類（一升びん、ビールびんなどの再使用可能なびん）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、金属類（市で収集する資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る）、布類（古着）。※金属類については平成23年（2011年）7月から対象に追加
- 【助 成 額】 平成9年度（1997年）まで：1kgに対し3円。
平成10年度（1998年）から：古紙類1kgに対し6円、古紙類以外の品目は1kgに対し4円。
平成21年（2009年）7月から：助成対象品目1kgに対し6円。実施回数が3回以上の団体については、算式（（実施回数－2回）×2,000円）により交付。（限度額：年額24,000円）
- 【交 付 時 期】 各実施団体からの実績報告に基づき、上半期（1～6月）と下半期（7～12月）に分けて年2回交付。（実施回数に対する助成額については下半期に併せて交付）

集団回収実績の推移

区分	H27		H28		H29		H30		R1	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
登録団体数	828	833	826	829	831	836	839	837	834	831
実施団体数	657	688	568	679	643	674	652	686	644	688
回収量(t)	3,375	3,555	3,177	3,360	3,038	3,066	2,863	2,867	2,666	2,770
年間回収量(t)	6,930		6,537		6,104		5,730		5,436	
古紙類(t)	3,098	3,237	2,906	3,047	2,782	2,801	2,632	2,620	2,442	2,529
缶類(t)	107	134	97	139	110	130	108	128	110	130
びん類(t)	73	70	69	67	58	52	55	47	43	42
金属類(t)	12	20	11	16	16	15	14	18	16	18
布類(t)	85	93	95	92	72	68	54	54	55	52
助成金額(千円)	20,218	26,901	18,920	25,511	18,197	24,098	17,147	23,040	15,964	22,482
平均回収量 (t/実施団体)	5.1	5.2	5.6	4.9	4.7	4.6	4.4	4.2	4.1	4.0
平均助成額 (円/実施団体)	30,773	39,036	33,310	37,571	28,300	35,754	26,299	33,586	24,788	32,678

令和元年度（2019年度）再生資源集団回収団体別回収状況

		子ども会	町内会	婦人会	老人会	PTA	その他	計
登録団体数	上半期	339	173	26	113	64	119	834
	下半期	337	175	26	111	65	117	831
実施団体数	上半期	239	147	24	105	34	95	644
	下半期	261	151	25	106	44	101	688
総回収量(t) ※1		1,151	1,812	213	1,061	368	831	5,436
内訳(t)	古紙類 ※1	1,030	1,677	197	990	305	771	4,970
	缶類 ※1	55	79	9	47	16	33	240
	びん類 ※1	28	21	3	10	18	5	85
	金属類 ※1	11	8	1	6	4	5	33
	布類 ※1	28	28	3	8	24	18	108
助成金額(千円) ※2		7,578	12,675	1,637	7,626	2,420	6,509	38,446
実施回数(回)		866	1,361	277	972	227	2,106	5,809

※1 小数点以下を四捨五入

※2 百円以下を四捨五入

② リサイクル保管庫設置への補助

- 【目 的】 集団回収登録団体が行う回収活動の活性化及びリサイクル意識の高揚を図る。
- 【事業開始】 平成21年（2009年）7月。
- 【事業内容】 集団回収によって回収された資源物の保管庫の設置に対して補助金を交付。
- 【交付対象者】 集団回収登録団体。
- 【補助金額】 保管庫の設置費用（消費税を含む）の2分の1とし、限度額100,000円
- 【補助金の交付】 対象団体からの申請後、完了報告に基づき交付。

補助金の交付実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
補助団体数	3	1	5	4	4
交付金総額（円）	221,300	84,800	377,600	259,200	372,100

③ 生ごみ堆肥化（コンポスト）容器の助成

- 【目 的】 家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進する。
- 【事業開始】 平成4年度（1992年）に100名によるモニター制度を実施し、平成5年（1993年）8月から事業開始。
- 【事業の内容】 生ごみ堆肥化容器の購入者に対して助成金を交付。
- 【助成対象者】 生ごみ堆肥化容器を購入する者（法人その他の団体を除く）。
- 【助 成 額】 購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限とする）。
1世帯2基まで。
- 【助成対象物】 地上設置型を対象として事業を開始。平成6年度から屋内やベランダ等でも使える発酵促進剤を利用する屋内設置型も対象として追加。
- 【備 考】 堆肥化容器の管理の困難さや堆肥の利用先の問題などから、助成の申請が減少傾向にある。
- ・平成21年度（2009年度） 一基あたりの助成額の上限を5,000円に引き上げ。
 - ・平成24年度（2012年度） 助成割合を3分の2に引き上げ。
 - ・平成27年度（2015年度） 助成割合を2分の1に引き下げ。

生ごみ堆肥化容器の助成

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
助成件数	65	45	55	29	48
基数	86	62	71	38	66
助成金額（円）	228,700	146,400	180,200	88,500	144,800

注) 令和元年度（2019年度）の助成基数のうち屋内設置型は22基

④ 家庭用生ごみ処理機の助成

- 【目 的】 家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進する。
- 【事業開始】 平成11年度（1999年度）から事業開始。
- 【事業の内容】 家庭用生ごみ処理機の購入者に対して助成金を交付。
- 【助成対象者】 家庭用生ごみ処理機を購入する者（法人その他の団体を除く）。
- 【助 成 額】 購入代金の2分の1（1基当たり3万円を上限とする）。1世帯1基。
- 【助成対象物】 電気式の家庭用生ごみ処理機（乾燥型及びバイオ型）。
- 【備 考】 家庭用生ごみ処理機は、生ごみ堆肥化容器に比べて管理が容易であり、設置場所も選ばないことから、購入に対する助成の要望が高いため、以下に示すように、助成基数の増加や助成上限額を見直ししながら、生ごみ処理機の普及促進を図っている。
- ・平成17年度（2005年） 年間の助成基数を525基へ増加。
 - ・平成21年度（2009年） 年間の助成基数を1,000基へ増加。助成額の上限を3万円に引き上げ。
 - ・平成24年度（2012年） 助成割合を3分の2、助成額の上限を5万円に引き上げ。
 - ・平成27年度（2015年） 助成金割合を2分の1、助成額の上限を3万円に引き下げ。

家庭用生ごみ処理機の助成

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
助成件数	126	105	95	116	124
助成金額（円）	3,819,200	2,957,000	2,586,000	3,041,700	3,207,700

⑤ ごみステーション管理への補助

- 【目 的】 ごみステーションを管理している町内自治会等に対し、管理に必要な経費を補助することで、地域の良い生活環境の向上を図る。
- 【事業開始】 平成21年（2009年）4月。
- 【事業内容】 ごみステーションの管理に必要な経費について補助金を交付。
- 【補助対象団体】 町内自治会等。
- 【補助対象事業】 ごみステーションの美化清掃に関する事業（ごみ袋・ほうき・ちりとり・ネット・シート等の購入）、ごみステーションでの排出指導等に関する事業（排出指導への協力金等）、ごみステーションの維持管理のために特に必要と認める事業（啓発看板の設置費・啓発チラシの作成費等）など。
- 【補 助 額】 以下の世帯数に応じた額か予算支出額のいずれか低い額を上限とする。

世 帯 数	補助金額	世 帯 数	補助金額
200世帯以下	45千円以内	1,001～1,200世帯	70千円以内
201～400世帯	50千円以内	1,201～1,400世帯	75千円以内
401～600世帯	55千円以内	1,401～1,600世帯	80千円以内
601～800世帯	60千円以内	1,601～1,800世帯	85千円以内
801～1,000世帯	65千円以内	1,801世帯以上	90千円以内

- 【交付時期】 申請に基づき9月に概算交付。
- 【補助実績】 令和元年度（2019年度） 対象団体818件 補助額40,530,000円
- 【備 考】 令和元年度（2019年度）から植木町地区の燃やすごみの出し方を熊本市のルールに統一したことに伴い、植木地区も補助の対象とした。

⑥ ごみステーション施設整備への補助

【目 的】 ごみステーションを管理している町内自治会等に対し、ごみステーション施設整備に必要な経費を補助することで、地域の良好な生活環境の向上を図る。

【事業開始】 令和2年（2020年）4月。

【事業内容】 ごみステーション施設整備に必要な経費について補助金を交付。

【補助対象団体】 町内自治会等。（植木地区を除く）

【補助対象物】 (1) 箱型かつ固定設置型で構造上設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
(2) 原則として10世帯以上が利用する施設で、利用世帯のごみが収容できる大きさのもの（ただし、地理的条件や地域の実情その他やむを得ない事情があると特に市長が認める場合はこの限りでない）
(3) 衛生的かつ鳥獣等によるごみの散乱を防止できる構造のもの
(4) ごみステーションに設置されるもので、管理者又は利用者により適切に管理されるもの
(5) 土地等の占用・使用許可又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾を得られた場所に設置されるもの

【補助額】 施設の設置費用（消費税を含む）の2分の1とし、限度額50,000円

⑦ 減量美化推進員制度

【目 的】 地域でのごみ減量及びリサイクルの推進、並びに環境美化活動に主体的に取り組む指導者・実践者の育成や支援を図る。

【制度開始】 平成5年（1993年）12月から、18の町内自治会でモデル事業として試行的に実施。

平成6年（1994年）11月に、全町内自治会に呼びかけて全市的に実施。

【制度の概要】 町内自治会等から選任された推進員を市が登録し、腕章や清掃用具等を貸与。

【令和元年度末の状況】 減量美化推進員 847人（全体の約94%で、町内自治会等から選任された推進員を市に登録）
(2019年度末)

減量美化協力員 12,472人

⑧ ごみ分別アプリ

【目 的】 スマートフォン用アプリケーションにより、従来の紙媒体中心では周知が届きにくい単身者や若年層等の市民に対してごみ・資源物の分別方法や必要な情報の提供を行い、適正なごみの排出とごみの減量につなげる。

【事業開始】 平成 26 年（2014 年）10 月から平成 31 年（2019 年）3 月末まで、旧ごみ減量アプリを稼働。

旧ごみ減量アプリに代わるものとして、ごみ分別アプリを平成 30 年（2018 年）10 月から稼働している。（英語版、中国語版、やさしい日本語版は令和 2 年（2020 年）1 月から稼働）

【事業の概要】 ごみカレンダー閲覧機能、ごみの分別方法検索機能、収集日のアラート機能、お知らせのプッシュ通知機能などを備えたスマートフォン用アプリケーションを提供する。

ごみ分別アプリダウンロード数

区 分	集計期間	ダウンロード数
日本語版 (やさしい日本語版を含む)	平成 30 年 10 月～令和 2 年 3 月末	35,074
英語版、中国語版	令和 2 年 1 月～令和 2 年 3 月末	116

⑨ 食品ロスの削減啓発

(ア) エコレシピチャレンジ講座

市内の各地域で「くまもとエコレシピ」に掲載している献立の調理実習と生ごみ減量について説明する講座を開催する。

エコレシピチャレンジ講座実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
回 数	40	40	39	33	37
参加者数	772	729	776	795	897

(イ) 大学生とタイアップした「食品ロスの削減」の実施

熊本大学において、ワークショップ形式を含む講義を全 5 回実施。受講した学生と食品ロス削減啓発チラシを作成し、新学期に全新生に配布した。

(ウ) もったいない！食べ残しゼロ運動協力店

全国的な「もったいない！食べ残しゼロ運動」の趣旨に賛同し、食べ残しの削減に取り組んでいる熊本市内の飲食店や宿泊施設等の事業者を、「もったいない！食べ残しゼロ運動協力店」として登録し、市民等へ広く紹介することにより利用者への意識啓発を図っている。

【登録店舗数】 86 店（令和 2 年 3 月末時点）

⑩ 市民啓発

(ア) 環境工場等の見学者受入状況

ごみ減量・リサイクルの推進やごみ分別の徹底の必要性をPRするため、東部・西部環境工場、扇田環境センターでは、見学者を随時受け入れている。見学者は、市内外の小学校中学年の社会科見学が大半を占めるが、環境問題に関心の高い市民団体、他市町村や海外からの視察なども含まれている。

平成28年度(2016年度)は、各施設が熊本地震で被災し、施設復旧等のため見学者の受け入れは出来ない施設があった。

なお、旧リサイクル情報プラザも見学者を受け入れていたが、平成28年(2016年)熊本地震により被災したため、平成29年(2017年)4月1日をもって廃止した。

また、令和2年(2020年)3月～令和3年(2021年)3月末(予定)まで、コロナウィルス感染拡大防止の観点から見学者の受入を中止した。

令和元年度(2019年度)の施設見学者数

	団体数	人数(人)
東部環境工場	48	3,315
西部環境工場	99	4,022
扇田環境センター	39	2,341
合 計	186	9,678

(イ) 小学生向け社会科資料「ごみとリサイクル」

平成2年度(1990年度)から、小学4年生が社会科で初めてごみ問題を学習する際の副読本として、本市のごみ事情をやさしく解説した「ごみとリサイクル」を作成し、市内(植木地区を除く)の全小学4年生に配付している。

(作成部数:7,500部)

(ウ) 家庭ごみ・資源収集カレンダー

ごみ出しルールの徹底を図るため、ごみの分別方法やごみ収集日などを記載した「家庭ごみ・資源収集カレンダー」を地域ごとに18種類作成し、年度初めまでに全世帯に町内自治会などを通じて配布している。なお、平成19年度(2007年度)版より、ルールブックを兼ねた月めくり式のカレンダーに改め、広告の掲載を行った。

(作成部数:カレンダー約39万部)

(エ) 出前講座等

小・中学校や町内自治会・婦人会などの学習会へ職員を講師として派遣する出前講座など、積極的な市民啓発活動を展開している。

出前講座実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
回 数	21	11	28	38	35

(オ) 段ボールコンポスト講座

公民館等で無料の講座を開催し、段ボールコンポストの普及・啓発を行うことで家庭から出る生ごみの減量に取り組む。

段ボールコンポスト講座実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
回 数	28	8	15	13	8
参加者数	494	134	272	240	178

(カ) 外国人居住者向けの対応

日本語に不慣れな外国人居住者向けにごみ分別アプリの多言語化（英語版、中国語版、やさしい日本語版）を図り、ごみの収集日やごみの出し方、出す時の注意点など、ごみ出しに関するさまざまな情報を分かりやすく周知している。

加えて、ごみの分別についてイラスト入りでわかりやすく説明した多言語版のごみ分別ガイド（英語版、中国語版、韓国語版）を作成し、自治会や企業等へ配付している。

⑪ 旧リサイクル情報プラザ（平成 29 年（2017 年）4 月 1 日廃止）

【目 的】 リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供することにより、ごみの減量やリサイクルを推進する。

【開 設 日】 平成 9 年（1997 年）5 月 30 日（ごみゼロの日）

【施 設 概 要】 旧東部環境工場の管理棟を改修（リサイクル）した施設である。

1 階 …… 家具・家電品、衣類、本類のリサイクルマーケット。
（市民から無償で提供された不用品を展示し、希望者に無料で提供する。一部有料）

2 階 …… 展示室
（ごみの現状とリサイクルの方法などをパネルとビデオで紹介）

【管理・運営】 平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から指定管理者制度に移行し、指定管理者による管理・運営を行っていた。

【リサイクル講座】 段ボール箱で生ごみの堆肥づくり、着物のリメイク講座など 9 講座を開講。

【閉鎖日等】 旧リサイクル情報プラザ本館は、平成 28 年（2016 年）熊本地震により被災し、使用できなくなったため、被害のなかったストックヤード（倉庫）のみ運用していたが、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日をもって廃止し、令和 2 年（2020 年）2 月に解体した。有事の際は、ボランティアセンターになる予定。

(6) 地域への啓発推進活動（件数は令和元年度（2019 年度）実績）

ごみ減量やリサイクルの推進には、市民に対する啓発活動は不可欠なものであり、より積極的に自治会等に出向き地域に密着した啓発活動を推進する係として、平成 17 年（2005 年）4 月、各クリーンセンターに啓発推進係を設置した。（平成 26 年（2014 年）4 月 1 日からは啓発推進班）

① 地域との連携

- 自治会長訪問、共同住宅管理者等への訪問 436 件
地域の代表である連合会長や自治会長、また共同住宅の管理者に連絡、訪問し、啓発推進班の業務内容について主旨説明を行うとともに、要改善ごみステーション問題などの相談を受けている。
- 町内自治会・校区連合会等の定例会への参加 51 件
自治会・連合会の定例会に参加し、具体的に各自治会が抱える問題に応じた対策の説明や、町内独自の啓発看板の作成や設置、ごみステーションの移設や廃止などの相談を受けている。また、各種団体や小・中学校での環境教育へも対象を広げて、積極的な啓発活動に取り組んでいる。

② ごみステーション管理・啓発

- 町内自治会が管理するステーションの監視・清掃 3 件
自治会が管理するステーションの管理・啓発活動の一環として、啓発推進班のパトロールやクリーンセンター作業班からの報告により、校区ごとに要改善ステーションを数カ所選定し、自治会と協働で監視や清掃を行っている。
- 要改善ステーションの把握・改善 54 件
定期的な巡回パトロールや作業班からの報告をもとにステーションの把握を行い、適正に管理されていない箇所については、その管理者と協議を行い改善に努めている。
- 新規ステーション調査 280 件
共同住宅等（アパートなど）の建築前や町内自治会がごみステーションを新設・移設・廃止などを行う場合、現地に赴き調査を行っている。

③ 苦情・相談等

- 苦情・相談対応 1,847 件（内訳 苦情：732 件、相談：1,115 件）
電話だけでは内容が把握できない場合、あるいは緊急性（次回の排出時に支障を来たす等）や危険性（業務中にけがや事故を引き起こす原因になりうる等）が予想される場合には、早急に現地を確認し、自治会長や減量美化推進員等の立会いのもと解決を図っている。

④ ルール違反ごみの間接的指導・啓発

- ルール違反シール貼付 13,455 件
分別が徹底されていないルール違反ごみ、市が収集しない排出禁止物、事業所ごみ等については、作業班の協力を得て「ルール違反シール」を貼付し、一定期間取り残し収集を延期することで違反者に対し改善を促している。
- 啓発用パンフレット及び文書の作成・配布（各世帯・事業所等） 5 件
自治会等で抱える様々なごみ問題に対して、市・自治会協働で改善策を講じていくことと併せて、地域の事情に即した内容の啓発資料を作成し、各世帯・各事業所へ戸別に配布している。
- ステーション周知用看板の作成、設置 228 件
既存の周知用看板の設置のほかに、自治会と協議し、その地域特有の必要な事柄などを周知するオリジナル看板を作成し設置している。
- 各世帯への文書配布 203 件
町内自治会及び共同住宅管理者等から問題の集約を行い、各案件に応じた啓発文書を作成し、自治会長等には各世帯への配布を依頼している。

⑤ ルール違反ごみの直接的指導・啓発

- 事業所訪問 34 件
廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、事業所から出るごみは事業者自身が処理を行うこととされており、本市では事業所ごみの収集は行っていない。
しかし、未だ多くの事業所がごみステーションに排出している現状にあり、これらの事業所に対しては啓発文書を配布するほか、必要に応じて訪問し、適正な排出の指導や助言を行っている。
- 居住者訪問 365 件
悪質なルール違反のごみ排出者が確認できた場合には、自治会と連携して戸別訪問し指導及び啓発活動を行っている。

⑥ 不法投棄ごみ対応

- 不法投棄パトロール 118 件
不法投棄について、電話での苦情・相談、自治会長・減量美化推進員からの情報提供、収集員による連絡などを受けた場合には、ごみ減量推進課へ報告を行うとともに、現場確認などを行っている。
- 不法投棄の警察への通報 10 件
- 不法投棄警告の看板等の設置 14 件
市民や自治会からの相談や要望を受けて、不法投棄の事実確認、自治会等との協働による現場の改善を行い、その後、不法投棄警告の看板を作成し設置している。

⑦ 委託業者指導

- 委託業者指導 91 件
収集委託地区での収集漏れなどについて、市民や減量美化推進員等からの通報・連絡があった場合には、委託業者に速やかに収集するよう連絡するとともに、同一ステーションの収集漏れが顕著な場合は、直接、委託業者に指導を行っている。
また、収集委託地区内での苦情、相談についても、受託業者との連絡調整により対応している。

2 資源リサイクルの推進

(1) 資源物の収集と再資源化の推進

① 資源物等の分別収集

「資源物」、「ペットボトル」、「紙」、「プラスチック製容器包装」及び「特定品目」の分別収集・選別・再資源化は、本市のごみ減量・リサイクル推進事業の中心施策である。

【事業の開始】 昭和 55 年度（1980 年）から補助事業として空きびん・空き缶を分別収集し、再資源化を開始。昭和 61 年度（1986 年度）から委託事業に移行した。

【対象品目の追加等】

昭和 55 年度（1980 年度） 空きびん・空き缶を月 1 回収集で開始。

昭和 61 年度（1986 年度） 収集品目の見直しを実施し、段ボールを追加し収集回数を月 2 回とする。

昭和 63 年度（1988 年度） 新聞紙、雑誌を追加。

平成 4 年度（1992 年度） 紙箱、包装紙を追加。

平成 10 年度（1998 年度） リサイクルに重点を置いたごみ出しルールへの変更。

古紙の収集を直営による週 1 回収集に変更。ペットボトルを追加。

平成 13 年度（2001 年度） ペットボトルだけを収集する日を設定（10 月）。

平成 22 年度（2010 年度） プラスチック製容器包装の分別収集を開始（10 月）。

平成 26 年度（2014 年度） 蛍光管等「特定品目」の分別収集を開始（10 月）。

資源物等の分別収集状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
資源化処理量(t)	24,908	27,936	25,882	25,846	28,166
前年度比(%)	96.7	112.2	92.6	99.8	108.8
リサイクル量(t)	21,518(86)	23,602(84)	21,906(85)	22,046(85)	24,594(87)
カレット	3,474(14)	3,144(11)	3,009(11)	2,928(11)	3,055(11)
金 属	1,104(4)	1,268(5)	1,189(5)	995(4)	1,092(4)
古 紙	10,683(43)	12,007(43)	10,569(40)	10,936(42)	12,932(46)
古 着	330(1)	1,055(4)	950(4)	897(4)	963(3)
乾 電 池	148(1)	148(0)	136(1)	135(1)	138(0)
ペットボトル	1,332(5)	1,646(6)	1,613(6)	1,684(6)	1,666(6)
プラスチック製 容器包装	4,384(18)	4,279(15)	4,392(17)	4,429(17)	4,705(17)
蛍光管等	63(0)	55(0)	48(1)	42(0)	43(0)
残さ量(t)	3,390(14)	4,334(16)	3,976(15)	3,800(15)	3,572(13)
可燃残さ	1,713(8)	2,696(10)	2,432(9)	2,238(9)	2,082 (7)
不燃残さ	1,382(6)	1,626(6)	1,511(6)	1,483(6)	1,415 (6)

注）・四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

・（ ）内は資源化処理量に占める割合（%）

・金属には、ガス缶・スプレー缶を、蛍光管等には、水銀体温計・水銀血圧計を含む（特定品目）。

・残さ量には、可燃残さ、不燃残さの他、付着水分量も含む。

【家庭ごみリサイクル率】

リサイクル率(%) = (家庭由来のリサイクル量 + 集団回収量) / (家庭ごみ排出量 + 集団回収量) × 100

家庭ごみリサイクル率の推移

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
集団回収量(t)	6,930	6,537	6,104	5,730	5,436
家庭由来のリサイクル量(t)	25,477	28,857	28,399	28,580	31,212
家庭ごみ排出量(t)	143,357	133,562	142,149	141,722	146,057
家庭ごみリサイクル率(%)	21.6	25.3	23.3	23.3	24.2

② 使用済み乾電池の回収

当初、乾電池に含まれる水銀による環境汚染が社会問題となったため、水銀の回収を目的として、昭和 59 年度（1984 年度）から回収事業を開始。

現在、製造されている乾電池には水銀が使われていないが、乾電池に内包されている亜鉛やマンガン等を回収して工業原料として利用することができることからリサイクルを継続している。

使用済み乾電池は、特定品目として分別収集し、ドラム缶に一時保管したあと、委託業者のリサイクル施設に運搬し、処理を行っている。なお、令和 2 年（2020 年）7 月よりボタン型電池・充電電池も特定品目として収集を行っている。

使用済み乾電池処理実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
処理量 (kg)	149,740	169,240	149,760	157,990	141,780

③ 埋立ごみ選別によるリサイクル

最終処分場に搬入される埋立ごみのうちリサイクル可能なものは選別を行い、ごみの減容による施設の延命化を図っている。選別されたもののうち、金属については、平成 17 年（2005 年）11 月より売却しており、金属リサイクルを進めている。また、使用済み小型家電については、平成 31 年（2019 年）4 月より選別を行い、レアメタル等のリサイクルを行っている。

埋立ごみからの金属回収量の実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
回収量 (t)	809	1,124	1,249	1,969	915

使用済み小型家電回収量の実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
回収量 (t)	—	—	—	—	931

④ 生ごみの分別収集モデル事業

生ごみのリサイクルは、焼却ごみの減量や資源の有効活用などの観点から極めて重要な課題である。本市では、生ごみの分別収集の頻度や出し方、リサイクルの手法などを検討するため、自治会の協力の下に約 750 世帯を対象にモデル事業を実施した。平成 22 年（2010 年）2 月 18 日から 3 月 29 日（前期）、同 8 月 2 日から 9 月 30 日（後期）の期間中、燃やすごみの収集日に協力世帯から分別排出された生ごみを収集し、バイオプラザおきしんに搬入して堆肥化処理を行った。

しかしモデル事業を通して、ごみステーションでの臭気、収集頻度や収集日の設定、処理施設の建設に伴う経費の問題などの課題があることが判明したため、全市での事業実施をしないこととした。

モデル事業による生ごみの収集量及び処理量

	生ごみ収集量	堆肥化施設への投入量	残さ量（残さ率）
前期	10,930kg	10,290kg	640kg（5.9%）
後期	7,860kg	7,210kg	650kg（8.3%）

⑤ 生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針の策定

家庭から排出される「燃やすごみ」に含まれる生ごみの割合は、燃やすごみ全体の約40パーセントを占め、「熊本市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するためには、その減量とリサイクルの推進が重要である。そのため、家庭に向けた啓発施策や家庭用生ごみ処理機の普及施策、事業所の取組事例紹介など、すでに実施中の施策や検討施策を取りまとめた「生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針」を平成24年（2012年）7月に策定した。実施方針では、「市民1人1日当たりの生ごみ排出量」を平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの間に20g減量（178g→158g）することを目標として示している。

⑥ 資源物等の持ち去り禁止対策

市が収集する前に、第三者が新聞紙・チラシやアルミ缶などをごみステーションから持ち去る行為によって、市民の分別意欲の低下や“市が行う一般廃棄物の処理・リサイクル”への信頼の低下が懸念され、ひいては、ごみの減量・リサイクルが停滞することも危惧される。

このため、一般廃棄物の処理を遂行していく立場にある市としては、持ち去り行為の防止に努める必要があると判断し、平成19年（2007年）3月に『熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を改正し、持ち去り行為に対する禁止規定及び罰則規定を設けた。その後周知期間を経て、同10月1日に持ち去り禁止規定を施行し、平成20年（2008年）4月1日より罰則規定を施行し持ち去り行為撲滅に向け様々な取組を展開している。

禁止規定の施行後当初は、市職員及び委託業者による早朝パトロールを実施し、持ち去り行為者に対して条例の周知と指導に努めた。平成21年度（2009年度）からは、市職員及び熊本市資源物等持ち去り防止指導員（会計年度任用職員4名）による早朝パトロールを行い、資源物等の持ち去り行為防止に努めている。加えて、令和元年度（2020年度）からは、警備業者（1日最大8名）による早朝パトロールを行い、一層の対策に努めている。

さらに、令和2年（2020年）3月に『熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を改正し、持ち去られた資源物等の譲受け（買取）禁止や、条例違反者の氏名等の公表規定等を設け周知期間を経て、同年10月1日に施行することとしている。

また、持ち去りを防ぐ環境づくりの一環として、古紙を出す際に使用することで資源物等を持ち去りにくくする「持ち去り禁止意思表示テープ」の使用モニター事業を自治会等17団体の約1,700世帯を対象に実施した。使用後のアンケートでは約60%以上の方から「今後も使いたい」と回答を得ている。

持ち去り行為者に対する逮捕・告発件数

年 度	～H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
件 数	6	0	1	0	1	1	9

3 ごみのないまちづくりの推進

(1) 市民・事業者と一体となった環境美化活動の展開

① 総合的な施策

(ア) まち美化車の活用

町内やごみステーション等の美化を推進するため、まち美化車（月曜：平ボディー車1台・パッカー車2台、火～金曜：平ボディー車1台、土曜：平ボディー車1台・パッカー車1台）でルール違反ごみや清掃ごみなどの収集にあたっている。

(イ) 散乱ごみの清掃

シルバー人材センターに委託し、歩道や植樹帯の吸殻等のポイ捨てごみの清掃を実施している。

(ウ) 町内一斉清掃の実施

昭和 50 年度（1975 年度）から、年2回（6月の第1日曜日と10月の第4日曜日）、町内自治会などに呼びかけて地域の道路や公共の場所の清掃を一斉に行っている。清掃ごみの収集には直営車両及び燃やすごみの委託車両で対応している。

(エ) 地域清掃やボランティア清掃の推進

町内自治会や各種団体が自主的に実施する地域清掃やボランティア清掃は、今後も推進していく必要があり、清掃ごみの収集については、申し出によりまち美化車で随時対応している。

② 減量美化功労者の表彰

昭和 50 年度（1975 年度）から、地域における生活環境の改善に取り組み、清潔で住み良い街づくりに功績のあった市民（個人・団体）を清掃功労者として表彰してきた。

平成4年度（1992 年度）からは、新たにごみ減量・リサイクルの推進に功績のあった個人・団体も表彰の対象とし、平成5年度（1993 年度）には、名称も減量美化功労者と変更した。

減量美化功労者表彰実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
個 人	61	73	83	73	80
団体数	23	13	13	10	8

③ ごみのない街を創る条例

空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止するには、市民の消費マナーと販売店の回収を向上させることが必要であり、市民・事業者と一体となった取組を行うことで、ごみのない美しい街を創ることを目的とした条例を平成12年（2000年）4月1日に施行した。

散乱状況の調査の結果、空き缶やペットボトルだけでなく、スナック菓子やハンバーガーの袋などコンビニエンスストアやファストフードショップで販売されたと思われる散乱物が多数見られたことから、自動販売機だけでなく、これらの事業者を含めて散乱防止を図ることとしていること、さらに市民が主体となって美化に参加する美化協定を設けていることが特色である。

美化協定締結団体一覧表（各年度末締結団体数）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
団体数	50	52	53	58	60

④ 放置自動車防止条例

市民の安全で快適な生活環境の維持を図るため、公共用地に放置された自動車を適正かつ迅速に処理するとともに、発生を未然に防止することを目的とした「熊本市放置自動車防止条例」を平成14年（2002年）3月に制定し、同年4月1日に施行した。

【対 象 区 域】 市の公共用地及び国、県が管理する公共用地。

【対 象 車 両】 道路運送車両法に規定された自動車及び原動機付自転車。

【条例の特徴】 ・放置自動車の所有者に撤去勧告、命令を行い、これに従わない者に対しては、罰則（20万円以下の罰金）を適用する。また、放置した者には、市が過料（5万円以下）を課す。
・所有者が特定できないものは、市長の諮問機関である「放置自動車対策協議会」に廃物判定を諮り、その結果により廃物認定されたものは廃棄物として処理する。
・所有者が特定できない場合で、自動車としての本来の機能を有していないもの（ナンバーや車体番号等が失し、エンジン、タイヤ、ハンドル等がないもの）は、同協議会の判定を経ずに市が廃物として即時認定を行い処理する。

放置自動車の台数（各年度末放置自動車台数）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
台 数	17	7	15	15	14

⑤ 落書き消し対策

平成 14 年（2002 年）当時は、市街地を中心に落書きが増加傾向にあり、また、放置していると新たな落書きの原因になるため、落書きに対する対策が求められていた。そこで、市民のボランティアからなる「落書き消し隊」を結成し、落書きの消去活動を実施した。

この「落書き消し隊」の活動を契機に、地域における消去活動の輪が広がってきたため、落書き消去市民ボランティア活動支援事業として用具の貸出制度を平成 16 年（2004 年）に創設した。

現在では、大規模な落書きは見られなくなったが、単発的な落書きは発生しているため、地域による自主的な落書き消去に対して、活動を支援している。

落書き消去市民ボランティア参加者数

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
団体数	1	2	0	0	0
参加者数	80	36	0	0	0

⑥ 路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策

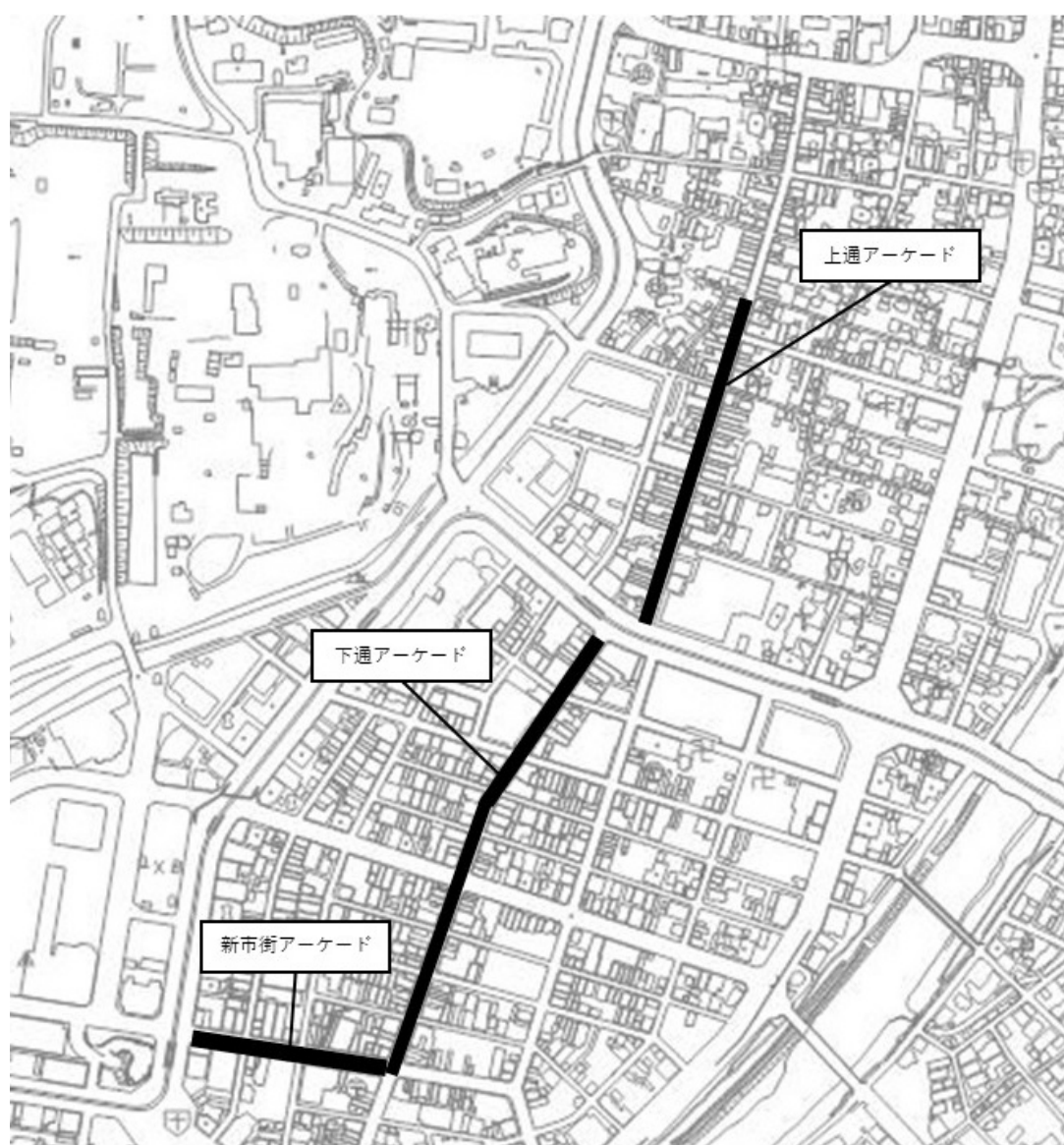
平成 19 年（2007 年）が熊本城築城 400 年の記念すべき年であること、また観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図る必要があることから、「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が熊本市議会により提案、制定され、同 7 月 1 日に施行された。

また、同年 8 月 1 日から、「上通、下通、新市街のアーケード内」を路上喫煙とポイ捨てを禁止する路上禁煙区域及び美化重点推進区域として指定し、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から区域内での条例違反者に対する罰則（過料額 1,000 円）の適用を開始した。

【条例による規制内容】

	区 域	規制の内容	罰 則
路上喫煙	市内全域 (路上禁煙区域を除く)	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域 上通、下通、新市街のアーケード内	路上喫煙は禁止	過料（1,000 円）
ポイ捨て	市内全域 (美化重点推進区域を除く)	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域 上通、下通、新市街のアーケード内	ポイ捨ては禁止	過料（1,000 円）

【路上禁煙区域及び美化重点推進区域】



⑦ ボランティアシール制度

平成 21 年度（2009 年度）から制度開始。

ルール違反ごみを再分別して出し直す場合や道路、公園その他公共の場所を清掃したごみを出す場合に燃やすごみや埋立ごみの有料指定袋を使用せず、透明ビニール袋（容量は 45ℓ まで）にボランティアシールを貼ってごみステーションに出すことができる制度である。
（植木地区は燃やすごみのみ）

ボランティアシールの交付申請は区役所総務企画課にて受け付けており、原則として、自治会長からの申請が必要となる。ただし、自治会長の承認を受けた場合に限り自治会長以外の方も申請ができる。（例：老人会や子供会等の地域団体）

【交付枚数（1回の申請につき）】

- ・自治会長が交付申請をする場合 … 交付上限 200 枚
- ・自治会長以外の方が交付申請をする場合 … 交付上限 50 枚

【ボランティアシール交付枚数】

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
交付枚数	33,960	24,500	37,270	27,750	42,380

ごみ収集カレンダー (A4サイズ)

校区 No.1

池田・黒髪 (3号線の西側)・壺川
清水・城北・高平台

令和2年(2020年)3月の収集日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

引っ越しごみの処分については14ページの「一時多量ごみ」欄をご参照ください。

ごみ出し3原則

①決まったごみを
②決まった日に
③決まった場所に出す

収集日の朝8時30分
までに出してください!!

**便利な「ごみ分別アプリ」を
ご利用ください!**

下のQRコードを
読み取ってください。




↑ iOS版はこちら ↑ Android版はこちら
外国語版もあります!

令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月

家庭ごみ・資源収集カレンダー

令和2年(2020年)4月からごみゼロコールの電話番号が変わります!

令和2年(2020年)3月まで 096-353-7171
令和2年(2020年)4月から 0570-00-5374

燃やすごみ(有料) 月・木……………P.8
紙 水……………P.9
プラスチック製容器包装 火……………P.10
資源物 第2・第4の金…P.11
ペットボトル 第1・第3の金…P.11
特定品目 第1・第3の金…P.12
埋立ごみ(有料) 第2・第4の火…P.13
大型ごみ(有料) 事前申込制 ……P.13
市が収集しないごみ ……P.14
資源物の拠点回収 ……P.15
お知らせ ……P.16～18

家庭ごみ・資源収集カレンダーは熊本市ホームページでも確認できます。
パソコン <http://www.city.kumamoto.jp/>
携帯版 <http://www.city.kumamoto.jp/DefaultTM.aspx>

熊本市配布文書 第1号